

桑名市保育士確保支援事業

# 桑名市保育士修学資金 貸付制度の手引き

令和3年4月

桑名市子ども未来局 保育支援室

## I 制度の内容

### 1 目的

この制度は、指定保育士養成施設(児童福祉法第18条の6に規定する施設)に修学する方のうち、将来、桑名市内の保育所等で保育士業務に従事する意思のある方に修学資金を貸し付けることにより、修学を支援し、市内における保育士の人材確保を図ることを目的としています。

なお、指定保育士養成施設を卒業した後1年以内に市内の認可保育所(園)・認定こども園・小規模保育施設に常勤の保育士として雇用され、かつ、継続して保育士として従事(私立認可保育施設への就労促進策として、私立は3年従事、他は5年従事とします。休業期間を除く。)すると、借り受けた修学資金の返還が全額免除されます。

### 2 実施主体

実施主体は、桑名市とします。

### 3 貸付対象・条件等

#### (1) 貸付対象

以下の全ての条件に該当する方が対象です。(市外在住者も対象)

- ・指定保育士養成施設において修学する者
- ・指定保育士養成施設を卒業後、市内の認可保育所等において保育士として勤務する意思がある者
- ・保育士等の養成を目的とする他の貸付等を受けていない者

#### (2) 貸付金額

貸付金額は月額5万5千円とします。1人につき132万円を限度とします。

#### (3) 貸付利子

貸付利子は、無利子です。ただし、期日までに貸付金の返還をしなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、遅延した日の時点の民法(明治29年法律第89号)第404条に規定する法定利率で計算をした延滞利子の支払い義務が生じます。

#### (4) 貸付期間

貸付決定は、養成施設に在学する期間とし、貸付期間は2年間を限度とします。

災害、疾病等のやむを得ない事由により、正規の修学期間後においても修学することと

なったときは、正規の修学期間後の修学期間を貸付期間とします。ただし、貸付限度額の132万円に達した時点で貸付期間は満了となります。

#### (5) 連帯保証人

貸付を受けるには連帯保証人1名が必要です。

連帯保証人は、成年で独立の生計を営む方とします。ただし、修学資金の貸付を受けようとする方が未成年者の場合には、法定代理人※とします。

※ 法定代理人:法定代理人とは、親権者(親権者となるべき者がいない場合には未成年後見人)をいいます。

また、修学資金の貸付を受けようとする方の配偶者は連帯保証人にはなることはできません。

連帯保証人は、貸付を受ける者に誓約を誠実に履行させるとともに、万一、貸付を受ける者が返還の債務を履行しない場合は、その極度額の範囲内で債務を負担することが求められます。

### 4 貸付の申請・決定

#### (1) 募集について

毎年度、期間と定員を定め申請募集を行います。(貸付は予算の範囲内で行いますので、定員を上回る場合は抽選とし、貸付できない場合があります。)

#### (2) 貸付の申込み

貸付を希望する者は、連帯保証人1人を立て、必要書類を添えて市長に申請しなければなりません。

申込期間内に、桑名市役所(保育支援室)へ桑名市保育士修学資金貸付事業申請書(様式第1号)、桑名市保育士修学資金貸付事業(推薦書)(様式第2号)の様式にて申込みしてください。

#### (3) 貸付の審査・決定

申請書類を受理後、申込内容の審査を行い、貸付の可否を判断し、通知書(様式第3号)により通知します。(決定においては、桑名市民の申請を市外の方の申請より優先いたします。募集定員を上回る申込となった場合は、抽選とします)

### 5 資金の交付

貸付資金は、4～9月分、10～3月分を年2回、指定口座に振り込みます。

貸付の決定を受けた方(以下「借受人」という。)には、請求書(様式第4号)及び借用書(様式第5号)を提出いただきます。

## 6 貸付の停止

借受人が、次のいずれかの事由に該当したときは、それぞれの期間分の修学資金の貸付を停止します。(様式第8号にて文書通知をします)

### (1)休学したとき

休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの期間

### (2)停学処分を受けたとき

停学処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの期間

## 7 貸付の解除

借受人が次のいずれかの事由に該当したときは、貸付を解除します。この場合には、当該事由の生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付を行いません。(様式第8号にて文書通知をします)

- ①借受人が貸付期間中に桑名市保育士修学資金停止・解除申請書により申し出たとき。
- ②貸付対象の条件を満たさなくなったとき
- ③修学資金を必要としない事由が生じたとき
- ④借受人が死亡した場合(相続人提出)
- ⑤その他市長が特に必要があると認めるとき

## 8 返還

借受人が次のいずれかの事由に該当するときは、返還計画を提出し、事由の生じた日の属する月の翌月から起算して6カ月の据置期間を経過後、5年を限度とした期間内に月賦(月額22,000 円×60 回払い)または一括のいずれか希望する方法により、借り受けた修学資金を金融機関の窓口から納付(返還)しなければなりません。

- ①修学資金の貸付が解除されたとき。
- ②養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき。  
(②の場合、卒業した翌日から1年間の猶予申請の提出は不要)
- ③桑名市保育士修学資金貸付事業実施要綱第12条に規定する業務に従事しなかったとき。
- ④桑名市保育士修学資金貸付事業実施要綱第12条に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。

## 9 返還の猶予

次に該当するときは、当該事由が継続する間、修学資金の返還を猶予することができます。この場合、猶予申請を行い、猶予決定を受ける必要があります。

- ①貸付を解除された後も引き続き指定保育士養成施設に在学しているとき。
- ②災害、疾病等のやむを得ない事由により返還が著しく困難になったと市長が認めると

き。

## 10 返還の免除

借受人が次のいずれかの事由に該当するときは、修学資金の返還を免除することができます。

- ①死亡又は障害により返還ができなくなったときは、返還の債務の額の全部または一部
- ②長期間所在不明により返還を請求することが困難となり、返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還の請求の額の全部または一部
- ③市内において、養成施設を卒業した翌日から起算して1年以内に保育士登録をを行い、市内の認可保育所(園)、認定こども園、小規模保育施設に常勤の保育士として雇用され、かつ、継続して保育士として2年以上従事したときは、返還の額の一部
- ④③の業務のうち、私立認可保育施設においては、3年間従事、他は5年間従事(休業期間は除く。)したとき。(借受人による返還免除申請が必要です。返還免除決定後に免除となります)

## 11 届出の義務(申請等の内容に関する変更)

借受人が次のいずれかに該当するときは、市長に変更を届け出なければなりません。

- ①氏名、住所、連絡先、修学状況、就労状況、その他連帯保証人の状況等を変更したとき。
- ②修学資金を必要としなくなったとき  
(休学し、復学し、留年し、または退学したとき、停学の処分を受け、または当該処分が解かれたとき、保育所等に勤務し、または当該保育所等を退職したとき、勤務している保育所等を休職し、または復職したとき)

## 12 届出の義務(借受人の死亡)

借受人が死亡したときは、相続人(相続人がいない場合にあっては、監護する者。)は、市長に届け出なければなりません。

## 13 報告の義務

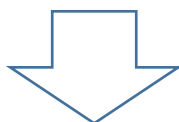
修学資金の貸付期間中及び、修学資金の返還または返還の免除が決定するまでの毎年度末において、3月31日時点の状況および過去1年間の状況を市長に報告しなければなりません。(様式第7号を、送付しますので期日までに市に報告をしてください)

## 申請から交付までの手続きの流れ

### ① 貸付の申請

募集期間内に申請書類の提出

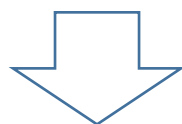
提出書類	備考
(様式第1号)桑名市保育士修学資金貸付事業申請書	(添付書類) 市外住所のとき住民票の写し 連帯保証人の印鑑証明書
(様式第2号)桑名市保育士修学資金貸付事業(推薦書)	



### ② 選考

桑名市役所 保育支援室において、選考

通知書類	備考
(様式第3号)桑名市保育士修学資金貸付可否決定通知書	桑名市が貸付の可否を通知するために使用



### ③ 資金貸付開始

借受人へ修学資金の貸付開始

提出書類	備考
(様式第4号)桑名市保育士修学資金貸付請求書	4～9月分、10～3月分を、 指定口座へ振込
(様式第5号)桑名市保育士修学資金借用書	請求書と同時に提出
(様式第6号)桑名市保育士修学資金借受人変更届出書	変更事項がある場合に提出
(様式第7号)桑名市保育士修学資金貸付事業現況報告書	3月31日時点の現況を報告
(様式第9号)桑名市保育士修学資金停止・解除申請書	(添付書類) 停止・解除事由のわかるもの

(様式第10号)桑名市保育士修学資金返還免除申請書	(添付書類) 免除事由を証明する書類
(様式第12号)桑名市保育士修学資金返還計画書	返還の義務が発生した時に提出
(様式第14号)桑名市保育士修学資金返還猶予申請書	返還の猶予を受けようとする時に提出
通知書類	備考
(様式第8号)桑名市保育士修学資金貸付停止・解除通知書	桑名市が貸付の停止・解除を通知するために使用
(様式第11号)桑名市保育士修学資金返還免除決定(却下)通知書	桑名市が貸付免除の可否を通知するために使用
(様式第13号)桑名市保育士修学資金返還計画承認通知書	桑名市が返還計画書(様式12号)を承認するときに使用
(様式第15号)桑名市保育士修学資金返還猶予決定(却下)通知書	桑名市が返還猶予の可否を通知するために使用